

両親学級等職免取扱要綱

〔平成10年3月24日〕
〔9川総労第263号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第9条の規定に基づき、妊娠、出産及び育児に関する各種の健康教育を総合的に行い、妊娠中の女性、胎児及び乳児の健康の保持増進を図るために保健所が実施する集団での指導（以下「両親学級等」という。）を職員が受講する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 保健所が実施する両親学級等を受講する妊娠中の女性職員又は妊娠中の配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者をいう。以下同じ。）のある職員とする。

(サービスの取扱い)

第3条 両親学級等を受講するための時間は、職免とする。

(職免の認められる時間)

第4条 職免の認められる時間は、1日の正規の勤務時間の範囲内で、両親学級等の受講時間及び両親学級等の受講場所への往復時間をあわせた時間とする。

(職免の申請方法)

第5条 両親学級等を受講しようとする職員は、本人又は配偶者等が妊娠していることを証明する分べん予定日証明書又は母子健康手帳を提示し、職免願（届）に両親学級等の受講日時、受講場所等の記載されているパンフレット等を添付して、所属長に申請するものとする。

(給与の取扱い)

第6条 両親学級等を受講するための職免は有給とする。

2 前項の規定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、適用しない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、両親学級等に係る職免に関し、必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。